

群馬県立病院経営改革支援業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立病院経営改革支援業務

(2) 業務の目的

群馬県立4病院においては、心疾患、がん、精神、周産期を含む小児と、それぞれの分野における高度専門病院として、高度医療や難治医療等の不採算医療を担っているが、経営環境は、少子高齢化や医療需要の変化、物価や人件費の高騰等により非常に厳しい状況となっている。

こうしたことから、群馬県病院局では、外部有識者からなる県立病院経営改革委員会において、県立病院における収益向上に向けた改革の方策や、地方独立行政法人化などの経営形態の検討、将来に向けた県立病院のあり方など、抜本的な経営改革に向けた検討に着手することとした。本事業は、このうち経営形態の検討において、資料作成や分析・助言などの必要な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「群馬県立病院経営改革支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に推進するため、県の承諾を得て、業務の一部を再委託等により他の事業者と連携することを妨げない。

2 見積限度額

本業務に係る委託料の見積限度額は、20,262千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費はすべて提案者の負担とする。なお、採用された事業者に対しては、採用された企画提案内容を踏まえ、業務内容を調整のうえ、改めて見積書の提出を求める。

3 公募・選定に関するスケジュール（予定）

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 募集開始 | 令和8年7月 8日（水） |
| ② 質問票提出期限 | 令和8年7月14日（火）午後5時まで |
| ③ 質問に対する回答 | 令和8年7月17日（金）予定 |
| ④ 参加表明書提出期限 | 令和8年7月21日（火）午後5時まで |
| ⑤ 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月27日（月）午後5時まで |

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ⑥ 書類審査 | 令和8年7月28日(火)～8月3日(月) 予定 |
| ⑦ 優先交渉者の決定 | 令和8年8月 5日(水) 予定 |
| ⑧ 契約締結・業務開始 | 令和8年8月中旬予定 |

4 公募参加資格

次の条件をすべて満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 群馬県物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を、本公募の公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者。
- ③ 群馬県病院局財務規程(平成15年病院局管理規程第5号)第139条第3項の規定による入札参加制限を受けていない者。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者。
- ⑤ 群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑦ 本公募に係る公告の前日までの過去10年間に公立病院において、経営形態の検討業務または実務支援業務に係る契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績がある又は履行中である者。

5 配付資料

本公募に係る配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- ① 群馬県立病院経営改革支援業務 委託事業者募集要領(※本資料)
- ② 群馬県立病院経営改革支援業務 委託仕様書
- ③ 審査項目
- ④ 参加表明書(様式1)
- ⑤ 質問票(様式2)
- ⑥ 企画提案書表紙(様式3)
- ⑦ 業務実施体制(様式4)
- ⑧ 誓約書(様式5)
- ⑨ 課税(免税)事業者届出書(様式6)
- ⑩ 辞退届(様式7)

6 参加手続き

(1) 提出様式

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書(※)
- ③ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)(※)
- ④ 課税(免税)事業者届出書(様式6)

- ⑤ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*）
- ⑥ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（*）
- ⑦ その他参考資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

※「*」のついた資料は群馬県「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

（2）提出方法

電子メールにより提出する。

※件名を「参加表明（群馬県立病院経営改革支援業務）」とし、メールによる提出後、必ず電話により提出した旨を連絡すること。

（3）提出先

「12 問合せ先」に同じ

（4）提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時【必着】

7 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式3）
- ② 企画提案書本体（任意様式）（日本産業規格A4 20ページ以内とすること）
- ③ 業務実施体制（様式4）
- ④ 費用見積書（任意様式）

※宛先は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

※見積額が上記2の限度額を超えた場合は失格とする。

（2）企画提案書本体の記載事項

- ① 業務実施体制及び担当者の専門性・実績
- ② 仕様書に基づく具体的な支援内容
- ③ 公立病院経営のコンサルティング実績
- ④ その他、本業務に関する提案事項等

（3）提出方法

電子メールによる提出とする。

※件名を「企画提案書提出（群馬県立病院経営改革支援業務）」とし、メールによる提出後、必ず電話により提出した旨を連絡すること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

（4）提出先

「12 問合せ先」に同じ

(5) 受付期限

令和8年7月27日(月)午後5時【必着】

(6) 提出書類の取扱い

- ① 提出された応募書類は返却しない。
- ② 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ③ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(7) その他注意事項

- ① 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。
- ② 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ③ 辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を辞退届(様式7)にて届け出ること。
- ④ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

8 質問受付

(1) 提出様式

様式2「質問票」による。

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

(3) 提出先

「12 問合せ先」に同じ

(4) 受付期限

令和8年7月14日(火)午後5時【必着】

(5) 回答

- ・ 参加表明書提出者からの質問を取りまとめの上、質問者及び参加表明者全員に対し電子メールにより行う。
- ・ 質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・ 回答内容は、本募集要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う場合がある。
- ・ 回答することにより、事業者選定に公平性を保てない質問には回答しないことがある。

9 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルでは、提出された企画提案書、業務実施体制資料、費用見積書等に基づき、「群馬県立病院経営改革支援業務 委託事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。

審査は書類審査により行うものとし、原則としてプレゼンテーション審査は実施しない。ただし、審査委員会において必要と認めた場合には、提案内容の確認を目的として、応募者に対しヒアリング（オンラインによる実施を含む。）を行うことがある。

なお、ヒアリングの実施有無及び実施方法については、群馬県の判断によるものとする。

(2) 審査内容

企画提案書、業務実施体制、費用見積書等の提出書類に基づき、書類審査を実施し、審査委員会の審査を経て、優先交渉者1者を選定する。

ア 審査日程

令和8年7月28日（火）～8月3日（月）

イ 審査項目

別紙「審査項目」のとおりとする。

(3) ヒアリング（必要に応じて実施）

審査委員会が必要と認めた場合には、書類審査の内容を補足・確認する目的で、応募者に対しヒアリングを実施することがある。

ヒアリングは、原則として企画提案書に記載された内容の範囲内で行うものとし、新たな提案又は企画提案書の内容を変更する説明は認めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年8月5日（水）までに、有効な企画提案書等の提出者に対して電子メールにて通知する。また、優先交渉者については群馬県ホームページにおいて公表する。

10 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類が本要領に適合しない場合
- ② 提出期限を過ぎて提出された場合
- ③ 虚偽の記載があった場合
- ④ その他本要領に違反した場合

11 委託予定者の選定及び契約

- ① 「9 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本業務の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

- ② 「群馬県立病院経営改革支援業務委託仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、予定価格の範囲内で契約する。なお、優先交渉者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ③ 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- ④ 委託料の支払は、原則として業務完了後の精算払いとする。

1 2 提出先および問合せ先

群馬県病院局 経営戦略課 戦略・DX 推進係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話：027-226-2715
メール：bkeieika@pref.gunma.lg.jp